

政治改革に関する調査特別委員会議録 第六号

平成六年六月二十三日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 松永 光君

理事 古賀 誠君

理事 額賀福志郎君

理事 笹川 堯君

理事 左近 正男君

理事 逢沢 一郎君

理事 大島 理森君

理事 川崎 二郎君

理事 津島 雄二君

理事 穂積 良行君

理事 山本 公一君

理事 岡田 克也君

理事 笹木 竜三君

理事 広野ただし君

理事 山本 幸三君

理事 佐藤 泰三君

理事 堀込 征雄君

理事 吉岡 賢治君

理事 竹内 譲君

理事 冬柴 鐵三君

理事 三原 朝彦君

理事 増子 輝彦君

委員外の出席者

参議院議員 関根 則之君

参議院議員 松浦 功君

参議院議員 一井 淳治君

参議院議員 吉田 久之君

参議院法制局第四部長 天野英太郎君

特別委員会第一調査室長 田中 宗孝君

委員の異動

六月二十三日

辞任

川崎 二郎君

町村 信孝君

小沢 一郎君

吹田 悦君

大島 幸三君

小林 守君

山下八洲夫君

赤松 正雄君

太田 昭宏君

同日

辞任

小野 晋也君

山本 公一君

山本 幸三君

佐藤 泰三君

佐藤 泰三君

吉岡 賢治君

竹内 譲君

福留 泰蔵君

補欠選任

山本 公一君

小野 晋也君

山本 幸三君

佐藤 泰三君

佐藤 泰三君

吉岡 賢治君

福留 泰蔵君

竹内 譲君

赤松 正雄君

補欠選任

町村 信孝君

川崎 二郎君

吹田 悦君

小沢 一郎君

山下八洲夫君

大島 幸三君

小林 守君

太田 昭宏君

赤松 正雄君

六月二十二日

公職選挙法等の一部を改正する法律案(松浦功君外七名提出、参法第四号)(予)

同日

公職選挙法等の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第四号)

は本委員会に付託された。

六月二十二日

衆議院の選挙制度改正に関する陳情書外十八件

(長崎県福江市福江町四七八福江市議会内中尾剛一外二十一名)(第二二〇号)

漁船乗組員等洋上勤務者の選挙権の行使に関する陳情書(仙台市青葉区本町三の八の一宮城県議会内斎藤栄夫)(第二二二号)

定住外国人の地方参政権の確立に関する陳情書(仙台市青葉区本町三の八の一宮城県議会内斎藤栄夫)(第二二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法等の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第四号)

○松永委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、公職選挙法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者から趣旨の説明を聴取いたします。参議院議員松浦功君。

公職選挙法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○松浦(功)参議院議員 ただいま議題となりました公職選挙法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

参議院選挙区選出議員の定数の配分につきましては、昭和二十二年に参議院地方区選出議員選挙として制度が創設されて以来、昭和四十六年の沖

縄県復帰に伴う定数二人増の改正を経て、今日に至っておりますが、その後の大幅な人口変動により、議員定数は各選挙区間において著しい不均衡を生じ、平成二年国勢調査人口によりますと、議員一人当たり人口の格差は、最大で二対六・四八に達しております。

昭和五十八年四月の最高裁判所の判決におきましては、旧地方区の選挙制度に關し、参議院の選挙制度の趣旨等に照らし国会の裁量権を広く認め、定数配分規定は合憲であるとされたものの、議員一人当たりの選挙人数の格差が拡大し、いわゆる逆転現象が生じていることが指摘されております。

また、先般、政治改革関連法案が成立し、衆議院議員選挙の名簿届け出政党等の得票率要件が有効投票総数の百分の二以上とされたこと等に関連し、参議院比例代表選出議員の選挙における名簿届け出政党の要件の見直し等を行う必要があります。

本案は、以上のような状況にかんがみ、次のとおり改正しようとするものでございます。

第一に、参議院選挙区選出議員の各選挙区の定数の配分につきましては、宮城県を二人区から四人区に、埼玉県を四人区から六人区に、神奈川県を四人区から六人区に、岐阜県を二人区から四人区に、それぞれ増員することといたしております。

また、北海道を八人区から四人区に、兵庫県を六人区から四人区に、福岡県を六人区から四人区に、それぞれ減員することといたしております。

これにより、選挙区選出議員の議員一人当たり人口の選挙区間格差は、平成二年国勢調査人口において、最大で二対四・八一に縮小し、また、逆転現象は解消されることとなります。

第二に、参議院比例代表選出議員の選挙における名簿届け出政党等の得票率要件につきましては、直近における衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙における当該政党等の得票総数が有効投票総数の百分の四以上であることから百分の二以上であることに緩和することとしたしております。

第三に、参議院の名簿届け出政党等が行う新聞広告の公費負担につきましては、政党等の当該選挙における得票総数が有効投票総数の百分の一以上である場合に限ることとしたしております。なお、この法律は、公布の日から施行することとしたしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○松永委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○松永委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細田博之君。

○細田委員 参議院におきましても、このたび定数は正の案がまともなりましたということでございます。大変、関係議員各位の御努力に対して敬意を表するものでございます。もちろん、両院制でございますし、衆議院の制度につきましても参議院で十分御審議いただいたわけでございますから、私どももいろいろ申し上げますが、差し出がましいということではなく、率直にお聞きをいたしたいと思っております。

参議院というこの選挙区制度自体が、二名の定員からあるいは八名までというふうに、ごく限られた人数を割り振っておられるということで、どうしても格差は大きいものになり、それが衆議院と異なる最高裁判決などに対する反映にもなっていると思うわけでございますので、格差論その他

について若干質問をしたいのですが、その前に、せっかくの機会でございますので、この案が決まりますに至るまでにさまざまな御議論があったものと思っております。そして、一部の議論は先に残されたことがあるのじゃないか、例えば比例制の扱いですとか記号式の問題をどうするかとか、その他いろいろおありになったと思いますので、端的にどういう経緯があったかということをお説明いただければと思います。

○関係参議院議員 細田議員の御質問にお答えを申し上げます。

前々から、参議院の選挙制度の改正につきましては、各党各会派におきましていろいろな議論がなされてきたわけでございますけれども、集中的に行われましたのは、平成六年の四月十九日に、参議院の選挙制度に関する検討委員会を、各会派の代表十人だったと思えますが組織をいたしました。そこで集中的な審議をいたしました。

これは、単に選挙制度だけではなくて、参議院の機能でありますとか審議、運営のやり方をやり再検討をする必要があるんじゃないか、そういう問題と選挙制度の問題というのは必ず絡み合う問題だから、両々相まって抜本的な改正をすべきだ、しかし、残念ながら、来年もう既に通常選挙を控えておりまして、とても時間的な余裕もないということと、とりあえずは抜本的な改革は今後に譲りまして、とりあえずの、当面の改革をやるということになったわけですね。

しかし、それにいたしましたとしても、いろいろな問題点で、当面やりたいということと検討委員会として結論を得ましたのは、まず定数を、今二百五十二人でございますが、二人減らしまして二百五十人にしてはどうではないか、それが一つござい

ます。それから、選挙区の定数は正でございますが、これは、いわば四増四減にするのか、実質的に四増五減にするのかという議論でございますけれども、結局、減員区に鹿児島を加えまして、一回の選挙につきましては四増五減でいったらどう

か。それが先ほど申し上げました全体定数の二人減というものにつながるわけでございます。そういう結論を一応検討委員会としては得ております。

もう一つ大きな問題は、比例代表選挙のやり方の見直しでございます。今はすべて拘束名簿式になっておりますけれども、これを、拘束名簿・非拘束名簿組み合わせ方式というものをやったらどうかということでございます。投票そのものは政党名でも個人名でもどちらでもよいという投票の方式をとりまして、名簿を一応各党は提出をいたしますけれども、その中で、各党を通じて二十五人まで、すなわち一回の比例選の半分以上の順位に入れた人たちについては名簿の順位いかんにかかわらず優先的に当選を与えようではないか、こういう考え方をとった、そういう制度にこの際思い切って比例選の方を変えていったらどうかという問題が提起をされているわけでございます。

その他、ややこれらに比べますと小さい問題でございますが、選挙の運動期間を十七日から十四日に短縮したらどうかという問題と、今回の法案にも盛り込まれておりますけれども、比例代表選挙におきまして名簿を提出できる政党要件を、現在の法律で四％になっておりますものを二％に引き下げる、新聞広告につきましても公費負担の行われる資格を有する政党につきまして一％要件を設ける、そういう問題につきまして一応案がまとまったのでございますけれども、結果的には、今回のような、御提案を申し上げているような内容に落ちついた、こういう経緯でございます。

以上です。

○細田委員 とりあえず定数は正を中心とした緊急は正ということとはよくわかったわけでございます。しかしながら、ただいまおっしゃいましたように、比例制の扱いにつきましても、どうやって順位を決めていくのかということ、それから、党の

間のくらがえというようなことが起こったときに、本当に憲法上の問題のない制度としてどういうふうにかえたらいいのかわかること。これは、衆議院でも最近の比例代表制の法改正に伴いまして同じ問題があるわけですが、あるいは最近ある党で起こりましたように、比例には載せておいたけれども途中で除名してしまった、その下の人が繰り上がるという問題もあると思うのですね。

こういったたまたまおっしゃったようなさまざまな問題について、良識の府である参議院の皆様方が、さらによりよき案を詰めていただくようにお願いをしたいと思うわけでございますが、この各県別の定数を見ると、やや十二分とはいえない面もあるなど。

もうちょっと進める案もあったということでございますが、私が若干あるなと思う点を申し上げます。例えば全国の平均よりも人口が多いような選挙区でも各県間のバランスをとるために定数を減らしているところもあるわけでございます。例えば兵庫県などが典型的な例でございますけれども、どうしても千葉県よりも人数が少ない、したがって、千葉県の四名と比べると六名で多いんだから二名減らすというふうな、やはりこれはとりあえずの改正という色彩が強いようなことになっておるわけでございますが、その面についての議論をちょっとやや詳しく教えていただきたいと思

います。

○松浦(功)参議院議員 ただいま御指摘をいただきましたとおり、今度の措置は本当に緊急やむを得ざる措置という一面を持っております。抜本的な改正の問題については今後各党間で十分協議をして、ただいま御指摘をいただきましたような点を含めて十分な議論を通じて御納得いただける結論を導き出していきたい、こんなふうに考えております。

なお、後段の人口比に対する問題でございますが、今回は百五十二名という基本の定数をいじらずに、なおかつ影響する県の数をできるだけ少な

くする、一番少なくしたい、そして逆転現象を解消したい、それだけの与件のもで行いましたのでこういう格好になりましたが、ただいま御指摘をいただきましたとおり、いろいろ検討すべき問題を含んでおるものと十分理解をいたしております。

○細田委員 確かに百五十二名という少ない定数であつて、しかも二回に分けて選挙をする、そして四十七の都道府県に割り振つていつて、ある程度一人当たりの人口のバランスも最高裁判決を考へて考慮しなきゃならないという、もう何か曲芸のようなことをやらなければならないということ、大変お気の毒というか、大変な難しい情勢にあることはわかるわけです。

私はちよつと自分なりに考へてみた場合に、まあ私の試案、試みの案として考へたことをちよつと紹介しますと、参議院議員の今のような制約がありますから、例えば二百万人の人口より少ないところまでは定数を例えば二名にしましょう、四百万人までは四名にしましょう、八百万人までは六名にしましょう、それ以上は八名にしましょうというような定性的な代表制というものを決めますと、人口があつても、まあ百五十二は決して多い数じゃないと思ひますからじわじわとあつてもおかしくないし、一応その人口規模、ある程度皆さんが納得できるような人口規模別に自動的に変わつていく。だから逆転現象というものも起きないし、減らすときには自動的に減らさなきゃいけない、そういうような具体的な案を考へればいいんじゃないかなと思つておつたんです。

そうしますと、不思議なことに二百万人、四百万人、八百万人で例へば切りますとちよつとやばり百五十二におさまるのでございまして、そういうような、つまり、今後とも一々考へ直しては足したり引いたりするような、昔の九増十減だ、八増七減だというようなアプローチでなくて、いわゆる地域性も考へた参議院のいわば公正性というか、両方を踏まえた制度をつくるということも長

期的には考へていただきたいなと思つておるわけでございます。

いろいろ考へはありますけれども、とりあえず緊急やむを得ざる措置ということでございまして、私、私の参考意見も申し上げました上で、ただいま皆さん方がおっしゃつたように抜本的改正に向つてさらに検討を進めていただきたいという要望を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○松永委員長 次に、前田武志君。

○前田委員 松浦先生初め、御苦勞までござい

実は私、前臨時国会において政治改革関連法の改正案を議員立法という形で出しましたときに、参議院の方に説明員みたいな形で行かしていただいて、つぶさに参議院における政治改革の議論等を聞かしていただきました。

私のまず最初の、中身よりもむしろ参議院のそういう審議の印象でございまして、ここにおられる松浦先生を始め、本場にそれぞれが各界におかれて、官界であつたり法曹界であつたりあるいはまた各種の業界、産業界等において長らく御活躍をされてトップリーダーとして実績を上げられた方々が多い。非常に我々から見ると権威のおありの、本場に賢人ぞろいだなという感じがいたしました。まあ我々の方は、参議院の方はどちらかというところと発展途上国で、参議院の方は成熟した大国というか、老大国とは申しませんが、大団な、こういうような感じを受けた次第でござい

ます。

そこで、こういうような大きな時代の変化の中で、大状況が変わつてまいりましたね。世界との関係、世界が一つの町内会になつてきた。そして日本の社会も各般にわたつて構造改革を迫られており、もう既に実態の方がどんどん動いていく。やがて日本は峠を迎え、それを越えて、その先は恐らく年代別の非常にアンバランス等も出てくるで

きな変局を迎えて大きな内部矛盾をはらみながら日本の社会が移行していく。そういう中で参議院の役割と申しますか機能、当然変わつてくると思うのです。

それは、したがつて、制度の中においてもまさしく抜本改革を迫られることでありましょうし、もちろん衆議院の制度改革、これが明確になつてきたわけではございますから、それに対応して参議院にかあるべきか、そしてまた、これはひとつ参議院の選挙の制度のみならず、国会において参議院の持つべき役割、そして民主主義の代議制度における参議院の持つ役割、そういった観点から、この分野における大先輩であります松浦先生から御見解をお伺いしたい、こう思ひます。

○松浦(功)参議院議員 いろいろ御指摘をいただきました。ありがとうございます。

やはり一般に言われておりますように、参議院といふものは衆議院に対する抑制、均衡、補完、いつても、どの説でも大体この三つが出てくるようございまして、このような要素といふものも十分実現できるような体質を持つべきだと思ひます。衆議院のカーボンコピーだと言われるような現在の状況は大いに改める必要があるのではなからうか、こんなふうに思つております。

したがつて、参議院における各党各会派も、それぞれこれから参議院をどう持つていくべきかというところを非常に真剣に検討しておるようござい

いますので、それらの結論を得て、できるだけ早い機会に理想的な姿に一步でも近づけるように努力をしていかなければならない時代が来ているのではないかな、こんなふうに思つております。

○前田委員 同趣旨のお尋ねでございまして、吉田之久先生は私の地元奈良県の大先輩でございまして、私、常日ごろ御指導をいただいております。

吉田先生は、御承知のように、衆議院において奈良全県一区という非常に厳しい選挙区で長年やつてこられた上に、今参議院。そしてまた参議

院におきましては、最近、新緑風会という、こういうまた新しい動きの中での指導的立場にあられると思ひますが、そういう両院を御経験されて、また、特に参議院は最近独自の動きといひますか、随分あると思ひますが、その辺、率直な感想も交えて、あるべき姿といふものの御見解をお聞

きたいと思ひます。

○吉田(之)参議院議員 答弁の機会を与えていただいて、大変ありがたいと思ひます。参議院の果たすべき機能と役割、これは問われて久しい問題であると思ひます。私は、まず最も重要な点は、国家でありますからいづどんな事態が起らないとも限らない、そういう場合に、たまたま衆議院が解散されておつた、そんなときでも参議院というハウスがある限りこれに対応することができるといふ点では、まさに極めて重要な役割を持つてゐるハウスだといふふうに考へてお

ります。

それから、今先生からお話ありましたが、私も長い間衆議院でお世話になり、今参議院に籍を置かせていただいておりますが、両院を経験いたしました人間といひまして、確かに一つの違いを発見いたしました。

というのは、衆議院の方は、極めてダイナミックでありまして、しかも早急な、今緊急の問題に絶えず対応するといふ構えをとつていらつしや

る。参議院の方は、解散がございせんので、いわば静的な立場、非常に静かな見地で物を論ずることができ

ていく。各党の中心的指導者はほとんど衆議院議員でいらっしゃる。もちろん、大政党の書記長が参議院議員でいらっしゃる場合も現にありますが、大体は衆議院の方がリードしていらっしゃる。そういう点で、むしろ参議院側は、静かにその情勢を見て、間違いないか、あるいはチェックすべき点があるならば果たしていく。

特に参議院の方は、政策審議の面では各党の中でもかなりの役割を果たしておられると思うのでございます。そういう点で、十分その役割を果たしていく。できれば運営の面で、行政改革とか教育とか税制とか、長丁場の論議は、むしろ参議院で先に時間をかけてやる。そういう任務分担、分業も徐々に果たし得れば、両院の持つべき特性がいよいよ生かされていくのではないかとこのように考えております。

○前田委員 本議題となっております四増四減案については、今同僚の細田議員の御質疑の中でも大体その経緯、位置づけ等、私、聞こうと思つていたことについてもお答えがあったように思いますが、抜本改革案等を考えた上に、緊急避難的に四増四減をやられた。来年に迫っているということでございます。

しかし、これをもとに、ぜひその検討された延長線上で抜本改革に展望を持たれて、早くあるべき姿を実現していただきたいということをお願い申し上げて、私の質疑を終わります。

○松永委員長 次に、堀込征雄君。

○堀込委員 提案議員の先生方、大変御苦勞さまでございました。

この間に至るまで、私も同僚議員からもいろいろお聞きをいたしましたし、とりわけ自民党さんにつきましては、去年の十一月からいろいろな試案を出されたり、二百三十二の改革案を出されたり、いろいろ御努力をされた上できょうの法案になられてきたということを承知しておるわけでありまして、しかし、多少お耳障りな点もあらうかと思ひますが、どうぞお許しをいただいて御論

議をいただければと思うわけでありまして。

この四増四減案が各党でまとまって出されたときに、ほとんど各紙で解説記事が出されたり、あるいは社説が出されたりしたわけでありまして、これがまことに、先生方の御努力にもかかわらず余り評判が芳しくない。各紙とも、もう少し突っ込んだ議論をやはりやるべきではなかったか、時間的制約があつても少し小手先の改革にとどまっているのではないか。ある紙は、党議拘束の緩和や閣僚を出すことの自衛や、そういう改革が求められているほどに何もなかったんじゃないかと、あるいはひどいところでは、このまま参議院独自の改革を目指そうという発想が見られないならば、良識の府としての参議院の自殺行為につながりかねないなという解説記事を書いたところもございました。

しかし、今も御答弁を聞いていますと、真剣な議論をされて、時間的な制約の中で今回はこれにとどまったということによく理解できるわけでありまして、昨年来の経過からして、ややもう少し突っ込んでほしいかというのが国民的な、あるいはある意味では世論をリードするマスコミの論としては現にあるわけでございますが、申しわけございませぬが、その辺の感想につきまして、各党からちよつと感想をお聞かせいただければと思います。

○松浦功参議院議員 自民党からは会長代理という形で検討会に坂野先生が出ておられて、終始いろいろの議論を重ねてまいられたようでございまして。その結果、先ほど閣根議員から御説明がございましたように大綱というものができたわけでございます。我々が党としては、大綱の線と何と持っておたわけでございますが、各党の代表者の会議において、来年の選挙までに一年しかないのにこんな大きな改正はとても難しかろう、それは時間をかけてさらに議論を深めていこうじゃないか、さしあたり逆転現象だけは解消したい、これが基本的な合意としてでき上がったことで、決

して好ましいことだとは思つておりませんし、もっと一歩突っ込んだ形での抜本的改正というものを考えていった方がいいんじゃないかというふうに思つております。

○堀込委員 ありがとうございます。

一井先生、ひとつ……

○一井参議院議員 社会党といえますれば、参議院社会党・護憲共同内プロジェクトチームをつくりまして、いろいろ検討いたしました。それからまた、議員総会においても、この問題につきまして真剣な討論をしたところでございます。

ただ、結果につきましては、先ほど来先生方の御指摘のあるとおり、まことに残念な結果になったんでございますけれども、世論の御批判というのは、一つは、御指摘ありますように、余りにも緊急避難的ではなからうかという御意見と、もう一つは、あるべき参議院の姿に迫っていないじゃないかという御批判でございます。

この御批判はいずれも正しいわけでございますから、私も、今後、御批判のないようなあるべき立派な参議院制度の確立に向かって前進してまいりたいと考えております。

○堀込委員 ありがとうございます。

○吉田三郎参議院議員 各党各派とも最初はかなり意気込んでこの改革に取りかかったわけでございます。特に参議院は、比例区の場合何となく顔が見えない、国民から少し遊離した存在に見られがちだ、参議院の活力を戻す意味でも、この際ある程度個人名を導入して、もっと国民から近しい感を感じてもらふようにできないだろうかという点でかなり議論を深めたわけでございます。

ところが、個人名を導入する混合方式によりまして、やはりみんな自分の名前を書かせようとする。それは、そのままたつての全国区と同じような極めて残酷な選挙になる。だから、個人名は書かせるけれども、できるだけ個人の政治活動は制限しよう、そうすれば寝て走れということになるのかと、非常に難しい課題でありまして、一部からは、じゃ有名なタレントだけが得するんじゃないか

いかとかという声も出てまいりました。既に一年後に迫つておりますので、今回は前回どおりということになったわけでございますが、この辺、何らかのこれからの工夫が必要ではないかと。

それから、半数改選でございますから、どこまでいっても半分ずつですから一挙に変えられない、だからエンドレスに続くという習性を持つておりますので、参議院の抜本的改革をやるためには、よほど事前に大決議をして、時期を限つて必ずやるというぐらいで臨んでいかなければならぬのではないかとこのように考えております。

○堀込委員 ありがとうございます。

今吉田先生から最後に、半数改選だからなかなか改革をやる場合にやりにくいというお話があつた。私も、ずっとこの経過を見ますと、衆議院よりも先に改革を着手されたのは、もうあの河野議長時代以来、参議院が先に手をつけられて非常に御努力をされてまいつたというふうに思ひますし、さはさりながら、例えば藤田、土屋参議院議長時代に、参議院のあり方、改革に関する制度研究会などをおつくりになつて改革をやられている。さらにまた、自民党さんの改革大綱にもほぼこの制度研究会と同じ、多少中身は違ひますけれども、盛り込まれてきている。そして、八次審の答申なんかでもほぼ似たような指摘がなされている。それから、参議院で今度いろいろ御努力をされた自民党の村上先生なんか、私どもに何度も試案をいただいておりますけれども、これもほぼ、こういう改革をすべきだ、そういう抜本改革をしなければ日本の二院制の中で参議院の役割というものは果たしていけないんだという問題意識の中で、ほぼ共通した改革点と共通した流れがずっとこの間あるんじゃないかと。

もう問題意識やなんかは、私が過去の資料を見る限り、何か煮詰まつているような気がいたしました。あとはやはりその一定の時間的めどをつけながら、各党が本当に腹を割つて決断をしていくということが求められているのではないかとこの気が、失礼ながら私は感じるわけでございます。

で、最後にその辺、もうどなたでも結構ですの
で、その辺の決意を一言だけお聞かせいただけれ
ばと、こんなふうに思います。

○松浦(功)参議院議員 非常に貴重な御指摘だと思
います。ありがとうございます。心からお礼
を申し上げます。

私も全く同感でございます。これからの
参議院の選挙制度というものをどういう方向に
持っていくかという流れは、幾つかの流れに分類
できる状況までは来ていると思います。それをど
こかに定着をさせていく、そして、時間的な
問題を乗り越えるという決意を持ってやらなけれ
ばこの問題はできないだろうと思いますので、何
とかそういう方向へ向けて前進をしてみたい
という気持ちでおることを申し上げて、お許しを
いただきたいと思います。

○堀込委員 ありがとうございます。では終わ
ります。

○松永委員長 東中光雄君。

○東中委員 憲法上、参議院は、衆議院と一緒に
国権の最高機関である国会を構成する、全国民を
代表する選挙された議員で組織されると、これは
前文もそうですし、四十三条も四十四条もそうい
う建前であります。

したがって、参議院の選挙においても衆議
院と同様に、選挙権の平等、この原則は衆議院と
同じように貫かれなかならぬというように私は
思うのですが、その点いかがでしょうか。

○松浦(功)参議院議員 御指摘をいただきました
とおり、一票の価値の平等ということは当然に守
られるべきことだと思います。

ただ、衆議院の場合と違いますことは、基本的
な骨組み、その組み方いかんによって格差が
非常に広がってくる可能性がどうしても出てくる
ということ、このことだけは御理解をいただきた
いと思います。

○東中委員 憲法上の原則は、その原則に従って
どういう枠組みにするかというのは、憲法四十三
条に規定してあるように法律で定めるわけですか

ら、しかし、決めたことがその原則から外れてお
るということになったんではちょっとおかしいん
じゃないかと、私はそう思っています。

それで、そういう原則を貫くということと今度
の改正もやられておるんだらうと思うんですが、
今回の改正は、逆転の解消ということが優先に
された、緊急のものだということになっておりま
す。参議院選挙制度の枠組みというのは、選挙制
度発足のときに、地方区の百五十議席を配分す
るに、まず都道府県に二議席ずつ配分をして、残
りを人口比例で配分をするという方式をとったわ
けですね。ですから格差は二対一未満にはならな
いで、二・六二三というふうになったと思いま
す。

だから、そういう枠組み配分方式が参議院では
出た、その点は衆議院とは違うということとは
わかりませんが、ところが、一九四六年に制定さ
れたからずっと今までいわゆる定数は正がやられ
ていないということで、一票の投票権の価値がぐ
んと格差が拡大して、先ほど言われましたように、
六・四八倍までいった。これは随分ひどい話で
すね。これは、当然一票の価値の平等の原則が
貫かれなかならぬという点からいえば、どうし
ても直さなかならぬ性質のものだったと思うん
です。

ところが、とりあえずということで逆転現象だ
け解消するということを言われたんですが、逆転
現象が起こった原因、八八区の北海道の人口が、
四八区の神奈川、埼玉あるいは三三区の大坂など
の人口よりも少ないということはいわゆる逆転現
象が起こっているわけですが、どういふことでこ
ういふ逆転現象が起こったと考えるおられるん
でしょうか。北海道の人口が減ったから逆転現象に
なったんじゃないかと、ほかのところがあつたか
ら、北海道は減っていないんだから、むしろあつ
ているんだから逆転現象が起こったんじゃないか
と、そういうふうには見られませんか。

ただ、北海道は、人口が減ったのではなくて、
ほかがあつたから格差が広がったのだというふう
に単純に決め込めるかどうか、いろいろ議論のあ
るところだと思います。

いずれにいたしましても、今度減るところは、
余り人口の異動がなかった、ほかにあつたところ
がたぐさん出てきたからそうなんだというよう
な一つの考え方、これをとれることは否定をい
たしません。

○東中委員 現在、北海道は鳥取と比べて格差は
二・二九倍ですわね。だから、発足時の二・六二
三という最大格差に非常に近いぐらいに、鳥取よ
り一票の価値が弱くなったんでしよう。それは、
人口が減っていないからそういう状態が続いてお
るわけですね。

ところが、埼玉や神奈川は人口のふえ方が非常
に大きかったから、だから逆転になったわけだ
しょう、出発時はそうじゃなかったのだから。だ
から、ふえた分を、定数をふやせばいいわけだ
ね。そうしたら逆転解消はできるじゃありません
か。先ほど、四百万とか二百万とかという線を引
いてやっていくという自民党の提案も、個人的提
案だが、ありました。そういう発想をすべきなの
じゃないか。

ところが、北海道は鳥取の二・二九倍になつて
おるのに、その北海道の定数を半分にするこ
とによって今度は格差が四・五八倍までぐんと拡大す
る。これは定数は正じゃなくて格差拡大じゃない
ですか、北海道の人口が減っているわけじゃない
のに議席数だけ減らすということになれば、これ
は非常な矛盾だと思うのですが、どう思われます
か。

○松浦(功)参議院議員 今回御提案申し上げてい
る別表の改正案は、先生御指摘のような結果に数
字的にはなりますけれども、全国的に見た場合
に、六・四八倍が最高であったのが四・八一倍ま
で下がってくるわけでございます。それは、逆転
というものを解消するという措置をとって四増四
減ということを提案したわけでございます。

私どもは、抜本的な改革として、本当に格差を
少なくするためにどうするかということであるな
らば、今の人口で、国勢調査の人口で各県に二
人ずつ配分をし、残りを全部何らかの方式で配当
するという格好になれば一番少ない格差になつて
くると思いますけれども、そこいらのやり方につ
いては、一年後の選挙に非常に大きな影響が出る
からということで、できるだけ影響の出る県を少
くするというので、七県にとどめて四増四減と
いうことにしたわけでございます。

また、先生御指摘のように、北海道は逆に格差
が開くじゃないか、これは計数的にはまさにその
とおりでございますけれども、全体的に定数をふ
やしていくということについては、参議院の各党
各会派でそういう意思はないようでございます。
それは賛成できないという考え方の方でございます
ますので、それに基づいて四増四減という結果を
出したというふうに御理解をいただきたいと思います。

○東中委員 憲法上の選挙権の平等の原則という
ものを尊重するという立場で物事は貫かれなかな
いかぬと思うのです。一対二未満になるかなら
ぬかは別として。だから、定数がどうのこうの
と言つたって、定数はアブリオリにつくっているわ
けでそういうふうになっていきますけれども、しか
し、発足時と比べれば人口がぐんとあつて
いるのだから、そのことによってアンバランスが起
こつたのだから、ふえた分だけ定数をふやしたつて極
めて合理的な話ですわね。それを、とにかくふや
さないということを前提にするというのは非常に
おかしいんじゃないかと私は思います。

もう一つは、今度の場合、先ほど言いましたよ
うに、北海道が格差が二倍にふえますわね。それ
で、福岡、兵庫は、減員されたところは、これも
格差が、兵庫の場合ですと二・九三倍から四・三
九倍にふえる。それから福岡は二・六倍から三・
九倍にふえる。これ皆ふえているのです。兵庫
や福岡は、定数を減らすことによって現在の格差
からうんとふえるわけでしょう。ところが、宮

平成六年六月二十八日印刷

平成六年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局